

### Ⅲ.-5:111 条 債権を譲渡する権利又は権限

第Ⅲ編第5章第104条（基本的要件）第1項c号における権利又は権限の要件は、債権譲渡行為時に充たす必要がないが、債権譲渡が効力を発生する時には充たさなければならない。

#### コメント

譲渡可能な現在の権利が存在し、有効な債権譲渡行為が行われている場合においても、債権を譲渡しようとする者に譲渡する権利も権限もないときは、権利の移転は生じない。

Ⅲ.-5:104 条（基本的要件）1 項 c 号を参照。通常は、自分で行為するか代理人を通じて行為するかを問わず、債権者のみがその権利を譲渡することができるが、他人がその権利を譲渡する権限を法によって与えられている場合もある。

本条が明らかにしているところでは、債権譲渡の権利又は権限のあることは債権譲渡時に充たす必要はなく、債権譲渡が効果を生じる時点で充たさなければならない。未取得の権利であっても譲渡行為をすることができるが、取得時まではその権利の実際の移転は生じない。

[p.1043]

#### ノート

1. この規律は、まさしく、債権者の履行請求権が移転するというものとしての債権譲渡の性質に従うものと言うことができる。これは、普通、当然視されている。
2. スロヴァキア法には権利の譲渡の権限についての特別な規定はない。それゆえ、一般的な民法の規律が妥当する。すなわち、（代理人を通じたとしても）債権者のみが履行請求権を譲渡することができる。
3. スペイン法では、権利の名義の真正性 *veritas nomini* についての責任（民法1529条）ゆえに、直接であろうが何らかの法的代理人を通じてであろうが、債権者のみに債権を譲渡する権限がある。譲渡人は債権を譲渡する法的権限を持たなければならないが、将来債権を譲渡することは適法であるため、この権限は、債権が発生する時に事後的に生じたものでも良い（Ⅲ.-5:114条（債権譲渡の効力発生時期）を参照）。